

# 院政時代における院領莊園支配機構とその性格

榎 道 雄

## 一 はじめに

院政の研究において、とりわけその院政政権の機能・権限を考察する場合、院庁内部の政務執行機関に関する問題や鎌倉政権との関連で院政と武士とに関する問題等は、改めていうまでもなく極めて重大な問題である。したがって、従来は主にそれらの点に研究が集中されてきたことは周知の通りであるが、しかしながらそれらの問題解決の前提としても、まず解決しなければならぬひとつの重大な問題が存在する。それは、院政の存続基盤に関する問題であり、具体的には院がその権力を如何に保持し得たのかという問題である。

ところで、その問題解決に際して注目すべきことは、十一世紀後半期に院政が開始されてから院領莊園が増大したという事実であるが、従来はその増大した院領莊園が如何

に運営され、それが如何に院権力の保持に関わっていたかについては著しく軽視され、それを独自に追求しようとした本格的な研究は管見の及ぶ限りではみあたらない。それは、従来、院領莊園運営における院の立場はいわゆる本家としてのそれであることが強く認識されるあまり、院領莊園運営における本家以外の所職と院との関係はほとんど顧みられなかったことによるのであろう。

そのため本稿では、その点を特に意識した上で、院政時代すなわち特に白河・鳥羽・後白河の三代院政及び後鳥羽院政の時代における院領莊園支配機構の分析を行い、院の権力保持の一側面を僅かでも解明したいと思うが、その前に院領莊園そのものの概念を私なりに一応規定しておくことにする。

## 二 院領莊園の概念規定

いわゆる院領莊園そのものを指して、論者によつては皇室領莊園と呼称する場合もあるが、厳密にはこの両者の用語の間には若干の意味の相違が認められ、当時代においては混同して用いてはならないのである。

すなわち皇室とは、改めていうまでもなく天皇及び皇族の総称であるから、その範疇に天皇が含まれることは疑い得ない。そして、当時代の天皇に関しては種々の議論がなされてはいるものの、その地位が公的なものであるということについては全く異論はなからう。したがって、当時代においても天皇が律令本来の規定と同様に國家的な公的な性格を有するものであるとすれば、私的な莊園所有（あるいは領有）などということは全くあり得ないし、後白河親政期や後鳥羽親政期においても、後院司による後院領莊園の運営という形式をとらざるを得なかつたのである。そのため一種の私的な権門的性格を有した皇族が所有（あるいは領有）する莊園群の総体という意味合いで皇室領莊園の用語を使用するならば、当時代においては院がそれら皇族の中心的存在であつたのであるから、むしろ院領莊園の用語を使用する方が適當である。

ところで、その院領莊園の範疇に属するものには、院の

讓位前においては後院領である院庁領がまずあげられるが、第二には御願寺社領があげられる。この場合の御願寺社とは、広義の御願寺社ではなく、院政時代に天皇あるいは院・女院等の意志により建立され、かつその寺社領の設定に際しては院が介入したものをさす。それは、当時代のそれらの御願寺社が単なる寺社に止まらず、特に寺院の場合、御堂（仏殿）と共にそこには世俗的な御所が付随していたのであり、それが院あるいは女院などの特に出家後の居所となるが多かつたことによると考えられる。第三には女院領があげられるが、この場合の女院とはいわば皇室系女院とでも呼称すべきであり、概ね皇族出身者と上・中級貴族層出身者の女院であり、摂関家出身の女院は一般的に該当しない。なぜならば、摂関家出身の女院の所有する莊園群は摂関家から付属され、かつその女院の崩御後は摂関家へ返還されることが一般的であるからである。そして第四には親王・内親王などの皇族領があるが、これらは皇室系女院領などと同様に院から伝領したもの、あるいは設定時において院あるいは女院（以下本稿では皇室系女院をただ女院と記す）が介入したものであり、一期の後は必ず院に返還されるといふ性格のものではないが、常に院が介入（発言）できる莊園であつた。また、この外に、美福門院の場合にみられるように、女院号宣下を受ける以前に院より院

領莊園の讓受を受ける場合もあり、特定の寵姫領を第五としてあげることができよう。

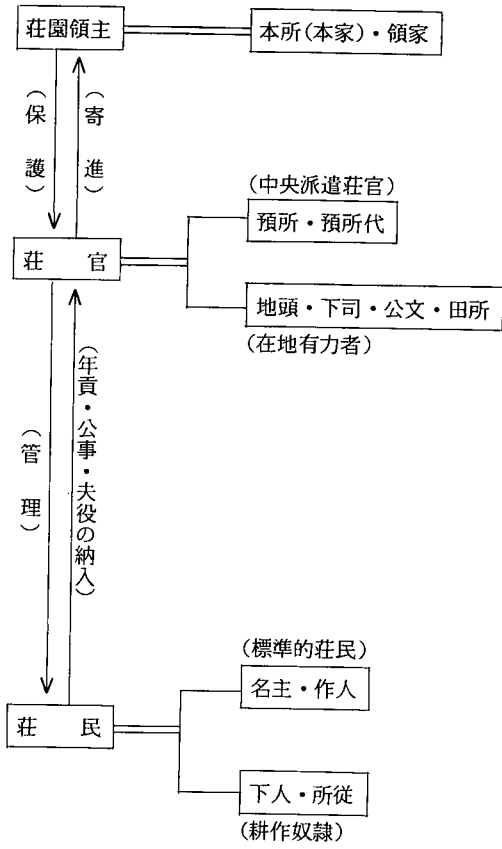
このように分類してみると、院領莊園における院の有する権限とは、皇室内におけるいわば家長としてのそれに由来するものと考えられ、私的な性格のものといえよう。そのため院領莊園の設定・運営とは、公的な性格を有する天皇ではよくなし得ぬところのものであり、後白河院の崩御に関して藤原兼実が「故院崩御之後、御願寺等事、忽可、陵遲」と記していることも、その点から理解されるべきことであろう。

### 三 院領莊園支配の基本的機構

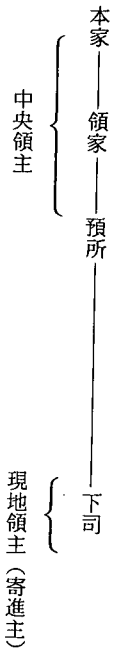
院政時代に設定された莊園がほとんど全て寄進型式により成立したとすることについては、従来一般的に説かれてきたところである。そして、そのいわゆる寄進型莊園の支配構造については、今日では一般に図式Ⅰのように説明されている<sup>(11)</sup>。あるいは永原慶二氏は、図式Ⅱのように簡略化して説明しておられる<sup>(12)</sup>。これらは共に院領・官衙領・撰闕家領・各公家領・中央及び地方の各寺社領などの区別や時代の差異や変遷などを捨象して一般化したものである。したがって、当時代における院領莊園の支配機構を検討するには、また独自の図式を作成しなければならぬ。

その場合、特に留意しなければならないことは、当時代における所職名称の呼称についてである。例えば、肥後国鹿子木莊は、莊園の支配機構を考察する場合によくとりあげられる莊園であるが、この莊園の場合でも古文書の上に表示されている「預所職」には二つの意味がある。すなわち、当莊に関する長寛二年（一一六四）十二月二十七日付中原親貞解案<sup>(13)</sup>や安元二年（一一七六）三月二日付鹿子木莊文書目録案<sup>(14)</sup>によれば、「預所職」とは正確には「地頭預所職」と称せられるものであり、また「檢校職」とも称せられるもので、明らかに「領家」に対する呼称である。ところが、同じく当莊に関する治承四年（一一八〇）三月日付比丘尼清浄解<sup>(15)</sup>にみえる「預所職」は、明らかに鹿子木莊事書の<sup>(16)</sup>第六条にみえる「領家職」と同義語であり、「領家」の有する職を指していることは鹿子木莊領家相伝次<sup>(17)</sup>などからも明らかである。つまり、寄進型式により生じた上級領主に對してその寄進主体は「預所」あるいは「預所職」と称するのであり、一方その際の上級領主は「領家」あるいは「領家職」と称するのである。したがって、その「領家」が更に上級の「本家」を設定した場合には、その「本家」に對して自らを「預所」あるいは「預所職」と称したのであることが想定される。とすれば、そのようにして設定された「本家」自体も、自らを「領家」と呼称することは一向

〔圖式 I〕



〔圖式 II〕



院政時代における院領莊園支配機構とその性格

〔表Ⅰ〕 成立期院領莊園の支配機構

8	7	6	5	4	3	2	1	
摂津	摂津	河内	河内	大和	大和	山城	山城	国名
大島・雀部	難波	葛原	岸和田	藤井	檜牧	久世(園)	拝志	莊園名
後院 庁	成勝 寺	新日吉 社	新日吉 社	後院 庁	七条院 庁	成勝 寺	興善 院	院領本家
源氏 女	教智	昌雲	昌雲	〔預所〕 平康忠	〔預所職〕 長嚴	藤原家成	藤原顯頼	院領預所
				〔下司〕				院領下司
〔兵範記〕保元二年三月二十九日条 伏見宮本「摂津国大島雀部莊文書案」	〔平安遺文〕第十卷五〇九八号	〔妙法院史料〕第五卷 古文書六十四号	〔妙法院史料〕第五卷 古文書六十四号	〔兵範記〕保元二年三月二十九日条 〔平安遺文〕第六卷二九二五号 〔黒田莊史料〕三〇四号	〔鎌倉遺文〕第二卷一〇〇八号	〔平安遺文〕第十卷五〇九八号	〔平安遺文〕第六卷二五一八号 嘉元四年昭慶門院御領目録	主要関係史料出典

18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
丹波	丹波	丹波	美濃	美濃	近江	近江	近江	伊賀	伊賀
福貴(園)	多紀	吉富	彈正	船木	石灰	吉富	香(園)	鞆田	新居
成勝寺	鳥羽院庁	後白河院御願 法華堂	白河院庁	法勝寺	興善院	新熊野社	尊勝寺	(万六) 万寿禅院	興善院
藤原顕頼	源 <small>〔預所〕</small> 師行	藤原成親	源能俊	寂法	藤原顕頼	藤原俊成	大 <small>〔御園司〕</small> 江通国	平正盛	藤原顕頼
						〔下司〕			
〔平安遺文〕第十卷五〇九八号	〔平安遺文〕第十卷補六十六号	〔平安遺文〕第九卷四八九二号	〔中右記〕元永元年八月十一日条	〔鎌倉遺文〕第三卷一四四〇号	〔平安遺文〕第六卷二五一八号 嘉元四年昭慶門院御領目録	〔平安遺文〕第八卷四〇一三号 〔明月記〕正治二年十月十五日条 同右 嘉禄二年三月十四日条	〔早稲田大学所蔵文書〕上卷 三五三・三六一号	〔平安遺文〕第五卷一八二六号	〔平安遺文〕第六卷二九一九号 嘉元四年昭慶門院御領目録

院政時代における院領莊園支配機構とその性格

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
紀伊	紀伊	備前	播磨	播磨	但馬	但馬	丹後	丹後	丹波
荒川	相賀	香登	田原	矢野	温泉	浅間寺	大内	吉田	胡麻 <small>(池上寺)</small>
鳥羽院庁	密厳院	菩提心院 <small>(領家)</small>	鳥羽院庁	鳥羽院庁	蓮華王院	成勝寺	八条院庁	八条院庁 <small>(本家職)</small>	成勝寺
行尊	覚鑑	藤原家成	源 <small>(預所(職)師)</small> 行	伯耆 <small>(預所(職))</small> 局	聖 <small>(領家)</small> 頭	増仁	弁局	弁 <small>(預所(職))</small> 局	寛季
	坂上 <small>(下司(職))</small> 豊澄	大江 <small>(下司(職))</small> 遠重	行覚	惟宗 <small>(下司)</small> 某	平季 <small>(地頭職・下司(職))</small> 広		平辰 <small>(地頭職)</small> 清	平辰清	
「平安遺文」第七卷三三三—三五号	「平安遺文」第五卷二二九—一号 同右第十卷補二〇—五号	「平安遺文」第六卷二二六—三一九号 同右第七卷二二三—三一九号 「鎌倉遺文」第二卷六八—七号	「平安遺文」第十卷補六十五号	「平安遺文」第五卷二二二—三三九号 「鎌倉遺文」第一卷一〇四—二二七号 「莊園史料」一〇—二六頁	「平安遺文」第七卷三三三—三五二号 同右第八卷四一六—六号	「平安遺文」第十卷五〇—九八号	「平安遺文」第八卷四一—五四号	「鎌倉遺文」第一卷一八—五号 「莊園史料」九—三頁	「平安遺文」第十卷五〇—九八号

38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
信濃	遠江	紀伊	紀伊	紀伊	紀伊	紀伊	紀伊	紀伊	紀伊
小川	質侶(牧)	栗栖	三上(院)	山東	岡田	神野・真国	石手	弘田	山崎
最勝寺	円勝寺	粉河寺	歓喜光院	大伝法院	大伝法院	鳥羽院庁	大伝法院	大伝法院	大伝法院
増〔預〕 証	藤原永範〔預所〕	藤原公能〔預所職・領家〕	湛慶〔地頭職〕	覚鏝	覚鏝	藤原成通〔預所・領家〕	覚鏝	覚鏝	覚鏝
清原家兼〔下司〕	藤原某〔下司〕	〔下司職〕	秦守利	平光昌	日禪	長依友	平為里〔下司職〕	中原有保	平光昌〔慶義〕
〔平安遺文〕第六卷二五五八号	〔平安遺文〕第五卷二二九号 同右第九卷四六九二号 同右第十卷四九八一号	〔和歌山県史〕中世史料一所収 御池坊文書	〔平安遺文〕第六卷二五六六号 二八五七号	〔平安遺文〕第五卷二二四四号	〔平安遺文〕第五卷二二四五号 二二五六号	〔平安遺文〕第六卷二四九一号	〔平安遺文〕第五卷二二五五号 同右第九卷四六九五号	〔平安遺文〕第五卷二二四三号 二二五四号	〔平安遺文〕第五卷二二四三号 二二五四号



院政時代における院領莊園支配機構とその性格

49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39
相模	相模	阿波	阿波	備後	備中	出雲	出雲	越前	越前	信濃
国分寺	成田	名西河北	法林寺	大田	新見	飯石	揖屋(社)	河和田	織田	広瀬
成勝寺	後院庁	鳥羽院庁	成勝寺	後白河院庁	最勝光院	成勝寺	成勝寺	法金剛院	〔本家職〕 歎喜寿院	成勝寺
増仁	昌雲	〔領家〕 藤原実能	増仁	〔預所職〕 平重衡	小槻隆職	増仁	〔領家〕 藤原資憲	〔地頭預所職〕 藤原周子	高階宗泰	行智
		〔預所職〕 某致遠		〔下司〕	大中臣孝正			〔地頭下司〕		
〔平安遺文〕第十卷五〇九八号	〔妙法院史料〕第五卷 古文書六十四号	〔鎌倉遺文〕第五卷三五六〇号	〔平安遺文〕第十卷五〇九八号	〔平安遺文〕第七卷三三七五号 〔鎌倉遺文〕第二卷一〇〇一号	〔莊園史料〕一六三四頁	〔平安遺文〕第十卷五〇九八号	〔平安遺文〕第七卷三三八六号 同右 第十卷五〇九八号	〔平安遺文〕第五卷二四一〇号 同右 第八卷四一〇七号 同右 第十卷五〇八八号	〔妙法院史料〕第五卷 古文書五十四・六十四号	〔平安遺文〕第十卷五〇九八号

60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50
肥後	肥後	肥前	肥前	筑後	筑前	筑前	長門	安芸	上野	上総
人吉	山鹿	松浦	河副	瀬高	香椎宮	感多	向津奥	高田郡 七ヶ郷	新田	橘木社
蓮華王院	白河院庁	鳥羽院庁	最勝寺	円勝寺	蓮華王院	八条院庁	新日吉社	鳥羽院庁	金剛心院	安楽寿院
〔預〕 中原清業？	六条院宣旨	大江国通	〔大僧正〕(行尊)	藤原実能	平頼盛	〔預〕 藤原隆忠	昌雲	〔預〕 中原師長	藤原忠雅	〔預〕 藤原通憲
〔下〕 藤原友永	〔下〕 藤原能輔			〔下〕 某頼家				〔下〕 藤原成高	〔下〕 源義重	
〔鎌倉遺文〕第二卷九二九号	〔醍醐雜事記〕卷四一十三	〔平安遺文〕第八卷三八三六号	〔長秋記〕大治五年七月二十日条	〔平安遺文〕第六卷二七七四号 〔鷹尾神社古文書写〕	〔平安遺文〕第八卷四一五一号 〔鎌倉遺文〕第二卷九一三三号	〔鎌倉遺文〕第一卷三八九号 同右 第三卷一四〇四号	〔平安遺文〕第七卷三一三八号	〔平安遺文〕第五卷二四一〇号 同右 第七卷三六六二号 〔徵古雜抄〕所收嚴島文書	〔平安遺文〕第六卷二八七五号 〔九条家文書〕一四五四号	〔平安遺文〕第七卷三〇五二号 〔三二二〇号〕

に問題はなかったといえる。

そこで、当時代における院領莊園の中で、本家(領家)・預所(領家)と、その下に位置するところの鹿子木荘では「地頭預所職」あるいは「檢校職」と称された、一般には下司職と称される三者の關係の判明する場合を、表Ⅰとして掲げてみる。なお、この表で「院領本家」・「院領預所」・「院領下司」と記したのは、以下の論述上の便宜を考えて私が仮称したものであり、史料上にみえる所職名称は(一)内である。そして、ここに掲げた院領莊園は原則的に院領莊園として立荘された時あるいはそれに近い時期におけるものである。

さて、この表の26・32・36などによると、当時の所職名称についての私の想定の妥当であることが確認される。すなわち、本家と一般に呼称されるものが領家と呼称され、あるいは同一実体の所職に対して「預所(職)」といひ「領家」とも呼称しているのである。また、表Ⅰの60の場合、蓮華王院の上位にある八条院が領家と呼称される場合もあり、領家とはいわゆる上級の莊園領主を漠然と指すものといえよう。

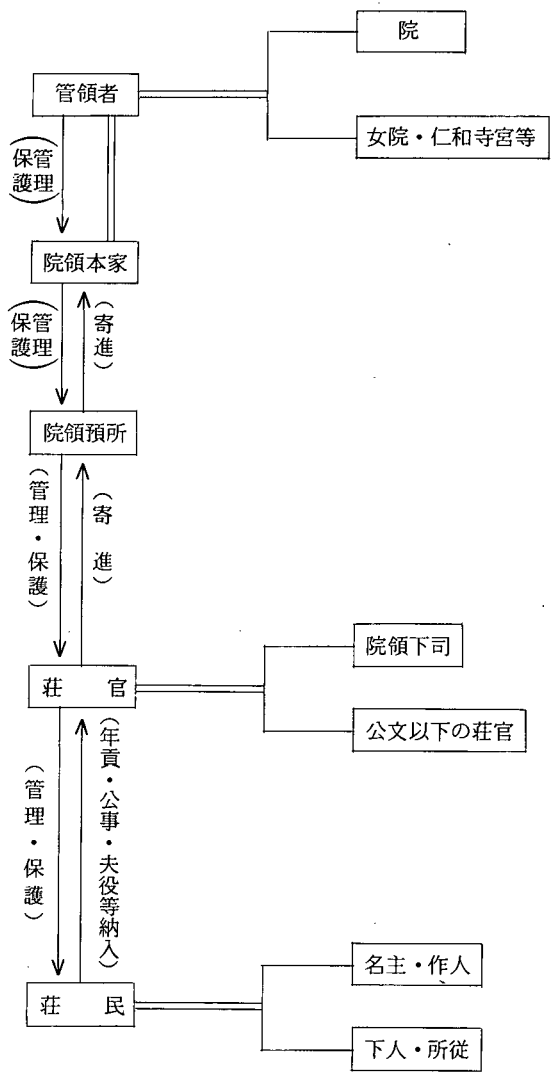
ところで、表Ⅰに記した「院領本家」とは、必ずしも院領莊園における最上級の管領者ではなく、院領莊園から得分を取得する御願寺社及び院庁・女院庁等を指しているの

であるが、院領莊園においては更に院領本家の上には院は勿論であり別としてもその院の下に女院や仁和寺宮(御室)等の支配機構が存在する場合がある。それを表Ⅰの60の場合のように、時として「領家」と呼称した場合も存在したとみられるが、例えば鹿子木荘の場合においても院領本家である勝功德院の上には治承四年(一一八〇)三月日付比丘尼清淨解<sup>(20)</sup>や鹿子莊事書<sup>(21)</sup>の第四条などから知られるように「御室庁」(仁和寺宮)が存在していた。これは、当荘が勝功德院領となつてからのことと考えられるが、単に当院が仁和寺の子院であるという理由からだけではなく、当時代の特に真言宗系の御願寺の場合にはほぼ一般的にみられる傾向である。それは、当時代の六勝寺をはじめとする御願寺の多くや真言宗系寺院の統制が仁和寺に集約されていたことによるとみられる。<sup>(22)</sup>

したがって、以上のことから当時代における院領莊園の支配機構を一応図式化して示すと図式Ⅲのようになる。なお、この図式Ⅲでは、最高管領者を一応「管領者」として、便宜的に記しておく。

#### 四 「本所」概念批判

前節の結果を踏まえて、次にいわゆる「本所」概念について考察してみる。すなわち、莊園の運営形態を考える上



でよく使用される「本所」概念とは、院領荘園検討の場合ではどのように扱えばよいのかということである。そこで、ともかくその「本所」概念についての先学の諸説をごく簡単に整理してみる。

まず、和田英松氏は、それまで曖昧に叙述されていた用語である本所を本家と同一とされ<sup>(24)</sup>、また西岡虎之助氏もその説を継承されているが、本家＝本所の領有は領家＝領主の領有に比べて形式的な不完全な間接的なものにすぎないとされている<sup>(25)</sup>。これに対して石井良助氏は、本所というものは荘園の領家領主を行政・司法・立法等の公法上の権力主体として観察した時の称呼であるとしておられる<sup>(26)</sup>。更に安田元久氏は、荘園の排他的領主的支配権を客観的妥当性をもって認めた上で、その排他的領主権をもつところのものに対して本所の名称を用い、またその権利を本所権と称したものと考えられるとされ、本所とは主として法的権利という点を意識した上で、その権利の所有者を指すときに用いられ、したがってそれは一つの荘園についていえば、その領家・本家のうちの何れか一つを指していることはいうまでもないとされている<sup>(27)</sup>。

これら諸氏の見解のうち和田氏や西岡氏の説は、石井氏や安田氏の重視される法的側面については特に留意されていないようである。そして、西岡氏の場合は、領有形態の

差異は経済権＝収益権の差異になるという前提に基いて、領家に比べて一般的に収益の少ない本家＝本所とはいわば名目的領主であるとしているのである<sup>(28)</sup>。それに対して石井氏の説に系譜を引く安田氏は、法的権利の所有者を本所と規定されている。この場合の法的権利とは、同氏の提唱されている本所権のことであるが、具体的には寿永三年（一一八四）四月五日付と翌六日付の二通の源頼朝下文（注文）<sup>(29)</sup>で知られる平頼盛領の分析過程において示されているもので、本所としての沙汰権すなわち莊務執行権のことである。

ところで、これらの諸説のうち、経済的側面を強調される特に西岡氏の説の場合、その説が成り立つためには更に多くの具体的例証がなければならぬであろう。また、西岡氏の説よりはより積極的かつ具体的な特に安田氏の説の場合でも、なお不明瞭な問題点が存在する。それは、第一に、安田氏が検討された寿永三年四月五日付と翌六日付の二通の文書の内容からいえるのである。すなわち、安田氏によれば、所領の所載形式からこの二通の文書のうち四月五日付に載せられている所領は頼盛に莊務権のある荘園であり、翌六日付に載せられている方は「任一本所之沙汰」という文言があるところから頼盛に単に得分取得を内容とする知行権のみの存在する荘園であると断じておられる。しかし、四月五日付所載の所領の多くは翌六日付のものと同様に当

時院領であつたことが確認され、更に田村憲美氏の指摘されたように、二通の文書に載せられている所領の知行形態には決定的な相違は認められないのである。第二には、莊務執行権あるいは単に莊務権と呼称される権限の内容についてである。安田氏の指摘される莊務権とは、法的権利を意識した上での排他的領主的支配権であるが、永原慶二氏は莊務権とは立荘以前の国衙の権限に承譜を引く権限であると指摘されている。そして、更に永原氏は、国衙権力の排除を実現できるのは皇室と撰関家以外に現実にはありえなかつたとされ、そのため皇室や撰関家が本家に推戴されたとされているが、「皇室領莊園」の場合はほとんど全て莊務権を保留する「領家」からの上分寄進（31）。本家権寄進によるものであるとされている。ただし、氏によれば、皇室や撰関家は莊務権を有さない場合でも、単に上分取得者に止まらず、本家職寄進者である領家に対しての様々な権能を發揮することができるのである（32）。けれども、この両氏の指摘される莊務権とは、第一の問題点からも明らかであろうが、その莊務執行権（33）。本所沙汰権の有無を問題にする以前に、「莊務執行」あるいは「本所」などの用語の使用例を考察してみる必要があろう。

そこで、まず「莊務執行」についてみるが、この用語は康和三年（一一〇一）九月二十五日付中宮職序下文に「可

レ令（34）平時範朝臣執（35）行御莊雜務「事」とみえるように、本来は権門の「御莊雜務」を「執行」する意味であつたと考えられる。それは、「為（36）莊務執行（37）下向之（38）」・「為（39）令（40）勤（41）行莊務（42）所（43）下向（44）也」とも記されていることから明らかであろう。そして、その莊務の内容とは、例えば、「可（45）下早任（46）御記文（47）行中莊務上事」という事書のある久寿三年（一一五六）三月日付鳥羽院序下文案によれば、本文中に「守（48）此狀（49）、毎年無（50）懈怠（51）、究（52）濟御年貢（53）、可（54）勤（55）仕寺役（56）」と記されている。なお、この場合の「寺役」とは、院領本家である安樂寿院の諸役をさす。また、治承三年（一一七九）十一月日付山城国玉井莊預所下文案には、「為（57）下司職（58）、可（59）行（60）莊務（61）、於（62）有（63）限本家預所役（64）、不（65）可（66）有（67）懈怠（68）」とみえる。このように莊務とは、年貢や所役を上級領主に納入するその任務を指していることが知られる。そして、その莊務を勤めるのは、「依（69）相（70）伝（71）下司職（72）、蒙（73）二度御下（74）□（75）、□（76）御勢（77）、令（78）奉（79）行莊務（80）之間（81）」・「為（82）下司職（83）、可（84）令（85）執（86）行莊務（87）」・「補（88）彼職（89）」、且者親父讓状明鏡也、仍（90）一事已上、可（91）令（92）執（93）行莊務（94）」・「為（95）下司職（96）、令（97）致（98）莊務（99）」としばしばみえるように、下司職である場合が多くみられる。ただし、公文職でも「於（100）莊務并下知事」、皆悉可（101）令（102）沙汰（103）」とみえることもあり、要するに莊務執行権とは莊園においては概して下級所職の任務としての権限で

あることが知られる。

次に「本所」についてであるが、この用語は勿論ここで庄園制度に関して使用されているものに限って考察すべきである。そこで、例えば『玉葉』の寿永二年（一一八三）十月三日条に載せられている源頼朝の折紙をみると、そこにみえる「本所」とは前日条と相俟って本寺本社「領家」本主「本所」という意味で使用されている。また、『御成敗式目』の第六条では「国司・領家」が「本所」の同義語として使用されている。すなわち、このような僅かな例からも知られるように、本所とはいわばある土地に対する上級の権利保持者、特に莊園領主という意味合いで漠然と使用されているといえよう。

したがって、以上の考察結果から「莊務執行」及び「本所」という用語の意味する内容を、諸先学のように理解することは困難であることに気付く。特に和田氏や西岡氏の説くように、「本所」を「本家」の同義語とのみ解するのは明らかに無理である。また、安田氏が指摘されたように、「本所」の権限を「莊務執行権」の有無でのみ論じることにも困難であろう。更に永原氏の提唱される莊務権の理解にしても、莊務権がそもそも莊園における概して下級所職の任務としての権限を指すものであるとすると、その権限が上級所職により認知されるものであるとしても、用語上の問

題が生じることになる。その他、大饗亮氏は、本所の多様な用例・意味を一応は認めたと上で、本所を裁判権の所在を指す呼称とみなし、本所権は裁判（司法）権を指すものとして理解されておられるが、本稿では院領莊園支配上の裁判の問題に関しては特に論述することを意図していないので、大饗説の検討は別稿に譲ることにする。

そのために本稿では、本所及び本所法などに関しての独自の追求は特に意図しないことにして、前節で提示した院領莊園支配の基本的機構のそれぞれの性格を具体的に明らかにしていくことにする。

## 五 「院領本家」

「院領本家」について考察するには、それが院庁や女院庁である場合よりは、建久三年（一一九二）正月に発給された次の書出ではじまる四通の後白河院庁定文（起請文）にみられる御願寺社の場合をその主な対象とするのが適当であろう。

- (A) 院庁定置新熊野社条々起請等<sup>(14)</sup>
- (B) 院庁定置最勝光院条々起請事<sup>(15)</sup>
- (C) 院庁定置新日吉社条々起請等<sup>(16)</sup>
- (D) 院庁定置長講堂起請等<sup>(17)</sup>

まず、第一に右の諸史料から寺社組織についてみると、

検校・別当・供僧以下の僧・俗官の存在したことが知られる。この場合の俗官とは、例えば安樂寿院公文所下文等に見える公文のなどを指していると思われる。すなわち保元三年(一一五八)二月日付の同下文案の署名には「相模守藤原朝臣<sup>(在判)</sup>」とみえ、また治承三年(一一七九)三月日付の同下文案の署名にも「前但島守藤原朝臣<sup>(在判)</sup>」とみえ、そして嘉祿元年(一二二五)六月日付の同下文案にも「公文所左衛門尉」とみえている。このうち前但島守藤原とは、同院領に関する安元二年(一一七六)九月九日付八条院令旨案にその宛所としてみえる「但島前司殿」と同一人と考えられ、それは『兵範記』承安元年(一一七一)十二月二日条に「正五位上行左兵衛佐但島守藤原朝臣光憲」とみえ、翌年二月二十五日付後白河院序下文案にも判官代として署名のみえる藤原光憲に比定される。これにより院領本家である御願寺社の公文所には院庁関係の俗官の存在したことが知られるが、その公文所の全ての職員が俗人でなかつたことは保延四年(一一三八)五月日付尊勝寺公文所下文文により確認できる。また、粟田宮の場合にみられるように、俗別当の存在する御願寺社もあつたが、寺社組織の主要な構成員は勿論僧官であつた。そして、それらの僧官の中では、阿闍梨についての規定が院庁定文中に特にみられ、重視されていたことが知られる。

ところで、各御願寺社運営において最高の地位にある検校は、平岡定海氏の指摘されるように、ほとんど法親王あるいは入道親王である。また、その下の別当や三綱(執行)の多くは、俊寛や静賢等のいわば院近臣である。したがって、平岡氏や安達直哉氏の指摘されるように、たとえ法親王や入道親王が弱年であつても彼らは制度上では親王と一致する面をもち時には俗事に関与したのであり、その背後にある院の力は絶大であつたのであるから、別当や三綱等は単にその管領下で管理するにすぎなかつたと推定される。そのことは、例えば大伝法院に関する保延五年(一一三九)七月二十八日付鳥羽院序下文案により確認できる。特にその八ヶ条のうちの第五・六条によれば他権門との紛争解決に院が実質上関与しているのである。そして、長承三年(一一三四)六月四日付金剛峰寺官牒請文案によれば大伝法院及び密藏院の座主・三綱以下の所司・定額僧は全て院の意志でその員数が決定され、更に闕員の出た場合の処置に至るまで指示されている。また、治承二年(一一七八)六月日付大伝法院衆徒解案によると、当院における院及び仁和寺宮の地位が自ら知られる。更に、建久二年(一一九一)六月九日付の八条院序牒案と八条院令旨案によれば、河内国金剛寺領ではその所当官物以下臨時雑事が院奏の結果免除され、一方院主・三綱・供僧以下の員数やその選定方



法については八条院が指示していることが知られ、御願寺社組織に女院も介入していることが知られるのである。なお、当寺は、承久三年（一一二二）七月八日付六波羅下知状案には「御室御領」とも記される通り仁和寺宮の支配下にもあった。

第二に、恒例・臨時の仏事・神事等について、例えば(A)には、院がその用途を計って領地を定め、院の臨幸のない時には院司が参入して監督するとし、また院の崩御後は朱雀院別当以下の後院司の管轄となることが記されている。

第三には、それらの寺社領については、例えば(B)に、院が介入して莊園が寄付され、その大小国役は官符により免除されたこと、したがって、もし国司が過訪したならば奏聞すべきこと、更に「領家」が年貢を三ヶ年遁避したならば寺使を派遣し催促すべきこと、しかしなお懈怠したならばその「預所職」（「領家」）を改易すべきこと、そして執行や所司等は非道を行い寺用を犯用してはならないことなどが記されている。

第四に、これらの御願寺社の修理については、例えば(C)に、大破に及ばないうちに修理し、小五月神事の日をその期として院司に覆勘を要請せよと記されている。なお、この小五月神事とは勿論新日吉社の場合であるが、(A)の新熊野社の場合には「毎年六月会次」、(D)の長講堂の場合には「以二

可<sup>レ</sup>然法会之次」と記されていて、要するに各寺社の年間での最も適当な儀式の催される頃に院司に覆勘を要請せよということである。また大破に至った場合には奏上してその裁断を待てと記されている。

ところで、院領に限らず一般に莊園の自家の年貢額の決定については、これまでは寄進者側の一方的意志で決定されるというのが一般的見解であったが、永原慶二氏は必ずしもそうではないとされている。<sup>(65)</sup>それは、治承二年（一一七八）六月二十日付後白河院庁下文案や前項で考察した院領本家の性格をも考慮してみると、一般的に一応は院領預所が申請はするものの、最終的には院が院領本家の用途を考慮してその年貢額を決定したものと想定される。その一例としては、建久二年（一一九一）十月日付長講堂所領注文<sup>(66)</sup>があげられる。また、治承二年（一一七八）六月日付大伝法院衆徒解案によると、当時の御願寺ではその「領家」すなわち院領預所などに対して臨時の課役の宛てられることが記されている。そして、例えば建久五年（一一九四）十月二十日付の安樂寿院領上総国橘木社年貢定文によれば、米二百石は毎年一定額であるが、布と鞆の数は当院の必要に応じていた。また、畳や御簾なども当院から要求される場合があり、院からも臨時課役が宛てられていたことが知られるのである。

〔表 Ⅱ〕 院領荘園立荘時における院領預所の官位・身分

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
藤原俊成	大江通国	平正盛	藤原顕頼	源氏女	教智	昌雲	昌雲	平康忠	長嚴	藤原家成	藤原顕頼	院領預所
前皇太子宮大夫正三位	大小学頭	備前守	権中納言正二位	院別当藤原頼長妻?	阿闍梨	同右	新日吉社別当	左兵衛少尉	権律師	中納言正二位	権中納言正二位	官位・身分
妻加賀は美福門院女房 当時院別当?	從四位上	院近臣 從四位上	院・待賢門院別当	源信雅女?	院別当藤原忠教息 のち少僧都	同右	長寛二年法印 寿永三年大僧正	後白河天皇に仕えた 武者	のち大僧正 後鳥羽院御持僧	同右	院・待賢門院別当	備考

24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	
伯耆局	聖顯	増仁	弁局	弁局	寛季	藤原顕頼	源師行	藤原成親	源能俊	寂法	藤原顕頼	院領預所
美福門院御乳母	阿闍梨大法師	成勝寺上座法橋	同右	八条院女房	阿闍梨	権中納言正二位	院別当・散位	権大納言正二位	権中納言正三位	?	権中納言正二位	官位・身分
	寿永二年法橋 元暦二年法眼					院・待賢門院別当	美福門院從母兄弟 のち大藏卿正四位上	院別当	院・待賢門院別当 のち大納言正二位	号肥後入道	院・待賢門院別当	備考

院政時代における院領莊園支配機構とその性格

39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25
行智	増証	藤原永範	藤原公能	湛慶	覚鏡	覚鏡	藤原成通	覚鏡	覚鏡	覚鏡	行尊	覚鏡	藤原家成	源師行
同右	大法師	散位・従五位下	左近衛権中將 正四位下	?	同右	大伝法院座主	権中納言正三位	同右	同右	大伝法院座主	大僧正	大伝法院座主	中納言正二位	院別当・散位
の寿永二年律師 少僧都		女は院主典代大江行重 のちの非参議正三位	院別当 のち右大臣正二位	号安芸君	同右	伝燈大法師	院・待賢門院別当 のち大納言正二位	同右	同右	伝燈大法師	諸寺別当歴任	伝燈大法師	院・待賢門院別当	美福門院従母兄弟 のち大藏卿正四位上

54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40
藤原隆忠	昌雲	中原師長	藤原忠雅	藤原通憲	増仁	昌雲	藤原実能	増仁	平重衡	小槻隆職	増仁	藤原資憲	藤原周子	高階宗泰
?	新日吉社別当	主税権助	中納言正三位	少納言正五位下	成勝寺上座法橋	新日吉社別当	内大臣正二位	成勝寺上座法橋	尾張守従五位下	左大史正五位下	成勝寺上座法橋	下野前司	鳥羽院女房美濃局母	阿波守
の院・七条院別当 ち左大臣従一位	長寛二年法印 寿永三年大僧正	院近臣師安息 のち大外記正五位上	院別当 のち太政大臣従一位	院・待賢門院判官代		長寛二年法印 寿永三年大僧正	院・待賢門院別当		のち非参議正三位 院別当			父実光は院近臣 勅解由次官従四位下 のち		のち宮内大輔正四位下

55	平 頼盛	修理大夫 兼大宰大式正四位下	院別当 のち権大納言正二位
56	藤原実能	権中納言従三位？	院・待賢門院別当 のち左大臣従一位
57	行 尊	大 僧 正	諸寺別当歴任

以上のように、要するに院領本家とは、院が直接的にまたは女院や法親王などを介して間接的に運営するものであることが知られるのである。

## 六 「院領預所」

次に、まず院領預所とは如何なる人々であるかをみることにする。そこで、表Iに掲げた院領預所の官位・身分を表IIとして掲げる。なお、この場合の官位・身分とは、原則として院領荘園の立荘時におけるものである。また、備考欄には、院や女院との関係を簡単に記してある。ただし、その根拠となる出典については煩瑣を避けるため省略するが、概ね表Iの主要関係史料出典欄、院序・女院序発給文書所載の署名、『公卿補任』、『尊卑分脈』などを参照したものである。

さて、この表IIによると、延べ六十名のうち俗人男性は三十名である。そのうち公卿クラスのもの延べ十三名、

58	大江国通	前肥 前守	
59	六条院宣旨	郁芳門院女房	郁芳門院御乳母の息 藤原能仲妻
60	中原清業？	史 大 夫	院別当平頼盛の後見侍 (郎 従)

四位・五位クラスのもの延べ十六名である。ただし、所領の寄進時において四位・五位クラスのものでもち公卿クラスに昇進したものが五名あるので、俗人男性の場合は大半が上・中級の貴族層であるといえる。そして、院あるいは女院の別当であるものは延べ十七名あり、その他でも明らかに院近臣と確認できるものが10の平正盛と50の藤原通憲の二名あり、更に院・女院の近臣の縁者または親近者であることが確認できるものが11の大江通国・12の藤原俊成・37の藤原永範・42の藤原資憲・45の平重衡・52の中原師長・60の中原清業の七名あるので、院・女院の近臣または縁者・親近者であることが確認できるものは都合延べ二十六名となる。そのため残りの俗人男性は、4の平康忠・40の高階宗泰・44の小槻隆職・58の大江国通の四名しかないことになる。また、延べ六名の俗人女性については、8の「源氏女」については確定できないものの、その他はいずれも院・女院の女房であるか、その縁者・親近者であ

り、院や女院との関係は明白である。一方、表IIには延べ二十四名の僧侶がみられるが、そのうち御願寺社の別当・座主・三綱クラスのものゝ延べ十六名、また院あるいは院近臣の縁者・親近者であることの明らかなものゝ3の長嚴と7の教智の二名あるので、都合延べ十八名は院との関係が明らかである。ただし、古記録には「抑件法師為<sup>(20)</sup>院近臣」と特記される場合がみられるので、その他七名の中にも「院近臣」・院の親近者のいる可能性は十分あるといえよう。それは、彼らの大部分が大僧正・阿闍梨・大法師という高僧であることから推察できる。

なお、院領莊園の中でも本来没官領であつた莊園については、例外として考慮しなければならない。例えば、保元の乱で没官され後院領とされた藤原頼長領については「彼所領等中、当時公卿為<sup>(21)</sup>預所一莊々者、付二件家一、不可<sup>(22)</sup>有<sup>(23)</sup>改易」という原則が貫かれたと考えられ、表IIの4の平康忠や8の「源氏女」の場合は共にその頼長領であつたのであるから乱後の処置とも考え合わせて例外として扱わねばならない。

このようにみえてくると、要するに院領預所とは、多少の例外を除けばほとんど全て院近臣あるいはその縁者・親近者であることが知られるのである。ところで、この場合の院近臣とは、橋本義彦氏の指摘された範疇<sup>(24)</sup>よりはやや広範

囲の人々を含んでいることを特記しておきたい。すなわち、院別当となっているいわゆる上級貴族（公卿の中でも特に大臣・大納言クラス）や僧侶のうちでも院の信任を得て前述のように「院近臣」と呼称された人々も含めて差支えないと思う。ただし、摂政・関白等は、『玉葉』文治元年（一一八五）九月二十五条によつても知られるように、けつして院領預所にはならなかつたといえる。

次に、院領預所の職務内容についてみるが、例えば永暦元年（一一六〇）二月十三日付美福門院序<sup>(25)</sup>下文によれば、莊務を執行し年貢を院領本家の安樂寿院へ進納することであるとみえる。この場合の「莊務」とは、具体的には同年十二月日付尼蓮西解<sup>(26)</sup>により知られるように境相論防止のために勝示確定を院序に申請するというような内容であると考えられる。そして、その官位・身分からみれば当然住京していたとみられる院領預所は、例えば天養二年（一一四五）七月九日付鳥羽院序<sup>(27)</sup>下文や元暦元年（一一八四）五月日付後白河院序<sup>(28)</sup>下文案により知られるように、自分自身の使者あるいは院領下司を介して院領預所の職務を果していたのである。

また、院領預所は、前節でも述べたように、院領本家に納入する年貢を三ヶ年遁避し、更にその使者の催促を受けてもなお懈怠したならば、その所職は改易されるものとさ

れていたものであり、院領本家に対する年貢納入の責任者となっていた。それは、建久三年（一一九二）正月に初めて定められたというよりは、以前の慣例をそのまま記したものと見えよう。しかも、前節で院領預所は院などからも臨時課役の宛てられることを述べたが、その課役納入の責任も院領預所が負っていた。したがって、院領預所は、それらの責務を遂行する立場上、その莊園運営には積極的であればならなかったはずである。例えば八条院管領下の新熊野社領近江国吉富莊の場合、その院領預所の藤原定家は、八条院庁に臨時課役を納めるなどして支配を行っていたが、元久元年（一二〇四）以降に後鳥羽院御乳母の藤原兼子や泉云・公寛等の押領事件が執拗に続けられ、「吉富事、逐日逼迫、無縁者、更無其計、將奈何哉」という状況にあった。しかし、彼は八条院や主家である九条家にしげしげ出入りしてその事件解決のため奔走した。また、地頭の非法に対しては、下司以下の莊官等に連絡をとりながら、その鎌倉幕府補任の地頭停廃に成功したのである。なお、彼は、八条院管領下の院領預所であったため、その八条院庁執事別当であった源通資に対しては志を送るなどして、その嫌嫌を取る努力も忘れていなかったのである。

そして、その所職伝領は、治承三年（一一七九）八月十二日付官宣旨に「諸国莊牧任二相伝理一令二知行一者例

也」と記されているように、院領預所自身の意志に任せられていたと想定されるが、院庁や女院庁の発給文書にもその補任状がしばしばみられるように、院や女院の認可が必要だったのである。しかも、院庁領（後院領）の肥前国神崎莊のように代々の執事別当が知行することになっていた場合もあり、また院が女院の知行国内の国衙領を院近臣等に給与する場合すらみられ、院や女院の権限は前節の考察結果と相俟って強大であったに相違ない。

## 七 「院領下司」

続いて、本節では院領下司について考察するが、まずその官位・身分からみることにする。そこで、それを表IIIとして掲げる。なお、この場合の官位・身分とは、原則として院領莊園立荘時におけるものであり、また院領下司欄の上部の番号は表Iの番号に基いている。

さて、この表IIIは、一見して知られるように、表IIに比べてはなほだ人数が少ないばかりではなく、その官位・身分も半分ほどは不明である。その理由は、院領下司である彼らの地位が院領預所に比べて低いことに関連して、彼らに関する記述が古記録類にほとんどみられないこと、また彼らの有した文書類が今日までほとんど伝存していないためであろう。したがって、院領下司に関する官位・身分上

院政時代における院領莊園支配機構とその性格

〔表 III〕 院領莊園立荘時における院領下司の官位・身分

32	31	30	29	29	27	26	25	24	23	21	20	
長 依 友	平 為 里	中 原 有 保	慶 義	平 光 昌	坂 上 豊 澄	大 江 遠 重	行 覚	惟 宗 某	平 季 広	平 辰 清	平 辰 清	院 領 下 司
		内 蔵 允	金剛峰寺前入寺僧	散 位			僧 侶 ?	散 位		散 位	出 羽 権 守	官 位 ・ 身 分
紀伊国住人						院近臣大江遠業父?	播磨大掾伊和氏?	五位?		五位?		備 考
60	59	56	52	51	47	44	38	37	35	34	33	
藤原友永	藤原能輔	某 頼 家	藤原成高	源 義 重	某 致 遠	大中臣孝正	清原家兼	藤原某	秦 守 利	平 光 昌	日 禪	院 領 下 司
	出羽権守		散 位		大蔵権少輔			同 右	同 右	散 位	僧 侶	官 位 ・ 身 分
			安芸国高田郡七ヶ郷大領職			開発領主						備 考

の特徴は、院領預所ほど明確にし得ないが、それでも表Ⅲからはある程度の傾向は捉えられよう。すなわち、僧侶が少ないこと、出羽権守・内蔵允・大蔵権少輔などの外に散位と記されているせいぜい五位クラス程度の下級官人の多いことが知られるのである。

ところで、従来、下司職とは、その所務内容の上では鎌倉幕府の補任による地頭職と同一実体のものであるとして捉えられ、またその所職獲得に関しては地主あるいは開発領主がその所領を権門に寄進した際に留保したものとして一般的に捉えられている<sup>(8)</sup>。しかし、五味文彦氏は、莊園や保の開発領主が公文として存在することを指摘され、また勸農権を有する広義の開発領主としての郷司や名主等を公文級領主と呼称され、更に公文の上位にある下司を下司級領主と呼称された。そして、そのいわゆる在地領主の二類型に基き、下司級領主と公文級領主の間には主従的關係が成立していること、また公文級領主は在地にあって山野・荒廃田の開発を推進し、一般農民へ勸農を行うところの開発領主の典型であり、一方の下司級領主は広い地域に勢力を広げて在庁機構に関わったり、しばしば在京して権門の家人となる等の政治力・武力により公文級領主を組織化し、莊園寄進を行ったものであると指摘されている<sup>(9)</sup>。この両者の見解のうち、結論からいえば私は、院領下司とは五味氏の

指摘される下司級領主の範疇に近いものとして差支えないと考える。

例えば、長承元年(一一三二)十二月日付覺鏡下文案によると、紀伊国相賀莊は故陸奥守女子藤原氏の譲与によりその所領を得た覺鏡が御願寺密嚴院領として設定した莊園であること、したがって院領預所である覺鏡は「彼本主之田堵」であり、かつその家人の多くが当莊の地を開発してきた坂上豊澄を下司に補任したことが知られる。この場合、「彼本主之田堵」という表現をどう解釈するかが問題であるが、この文書の宛所が「相賀御莊田堵等所」とある。ことや同文書中に「豊澄以二件所領一相三副調度文書等一限二永代一讓二与弊身一畢」と記されているのをみると、豊澄は他の何人かと同様に田堵身分であったが、当莊の全体を一応その所領としていたか、あるいは間接的にせよ何らかの権限を以前から有していたものとみられ、おそらく故陸奥守女子藤原氏の所領のいわば莊官的存在であったとみられる。すなわち彼は、単なる開発領主というよりは他の多くの開発領主の組織者であったとみられるのである。このような例は、外にも例えば表Ⅰの51の上野国新田莊の場合に典型的にみられる<sup>(10)</sup>。

また、肥後国鹿子木莊の院領下司の中原親貞の場合、長寛二年(一一六四)十二月二十七日付のその解案に「然間



親貞為「御使」下「向彼御莊」之刻、相伝所帶之文書等、雖可「置」私宿所<sup>一</sup>、成「盜人之恐」、納「置」殿御倉<sup>一</sup>之間」とみえており、彼は京都に宿所を構え、そこに平常は相伝所帶の文書等を保管していたことが知られるのである。このような院領下司の在京性は、一般的に当然考えられるところである。なぜならば、中央の権門と所領寄進に関する交渉をするにしても、また立荘後に諸般の連絡をとるにしても在京していることは重要な要件であつたはずであるからである。そのことは、表IIIにみえるように、院領下司の中には出羽権守・内蔵允・大蔵権少輔などでその署名の仕方からみてもせいぜい五位クラス程度の下級官人ではあるものの、中央の官人であることの知られるものが何人が含まれていることによつても窺えよう。一方、地方の郡郷司層であつても、中央の院領預所の家人であることが知られる場合もある。例えば、安芸国高田郡七ヶ郷の大領職を有したという藤原成孝は、保延五年（一一三九）六月日付の讓狀<sup>(91)</sup>によると、先祖以来三田郷を住郷としていたことが知られるが、彼は院領預所の中原師長に対して自己を「重代相伝御門人」・「御一家之仕人」と称し、また承安四年（一一七四）十月一日付中原業長寄進狀案には「彼成孝為「相伝家人」<sup>(92)</sup>とみえている。

ところで、院領下司と院領預所との関係をみると、例え

ば元暦元年（一一八四）四月日付後白河院序下文案に引用する但馬国温泉荘下司平季広の「再文（祭文）」や建久四年（一一九三）九月二十三日付八条院序下文案に「彼祖父遠重法師、只可「蒙」寺恩<sup>一</sup>之由、出「押書」<sup>一</sup>、捧「二字」之間、一旦雖「補」此職<sup>一</sup>、依「犯」殺生禁斷之制<sup>一</sup>、即又被「改定畢」<sup>一</sup>と記されているのを見ると、院領下司とは院領預所に對しては極めて忠実でなければならなかつたことが知られる。それは、『吾妻鏡』文治元年（一一八五）十二月二十一日条に「前々称「地頭」者、多分平家々人也、是非「朝恩」<sup>一</sup>、或平家領内授「其号」<sup>一</sup>、補「置」之<sup>一</sup>、或国司・領家、為「私芳志」<sup>一</sup>、定「補」干其莊園<sup>一</sup>、又令「違」背本主命<sup>一</sup>之時者、改「替之」<sup>一</sup>と記されていることによつても確かめられるであろう。なお、ここで「地頭」と記されているものがいわゆる下司に相当するであろうことは、温泉荘下司の平季広が「地頭」とも記されていることや、蓮華乘院院領備前国香登荘の下司について「平家執權之時、属「重衡卿」<sup>一</sup>、妄成「濫行」之刻以「理」不尽<sup>一</sup>、<sup>(93)</sup>補「下司」畢<sup>一</sup>と記されていることなどにより明らかである。また、『平家物語』にも、いわゆる下司クラスの武士たちを源頼政の言葉として「国には国司にしたがひ、荘には預所につかはれ、公事・雜事にかりたてられて、やすひおもひも候はず」と記している<sup>(94)</sup>。更に、安元三年（一一七七）六月二十二日付春日局消息によつても、所

職保有面における院領下司の弱体性は明らかである。

そのために、院領下司がその所領寄進を行う際に一般的には自己の手元に下司職を留保するのであるが、その所職保有権は院領預所により認知されねばならないものであったことが知られる。それは、法金剛院領越前国河和田荘の下司であった藤原友実の場合に典型的にみられる。すなわち彼は、越前国に本拠を有する斎藤一族のひとりであり、仁安三年（一一六八）三月に檢非違使（右衛門尉）となつてからは、いわゆる源平争乱の中で、はじめは平家、続いて木曾義仲、そして源義経の家人として行動した人物であるが、一方彼は下司の立場としては院領本家法金剛院の管領者仁和寺宮にも垂髪で祇候し、仁和寺内に家地まで有していた。しかしながら、院領預所の認可・補任を受けずに「地頭下司」と称して現地支配を行った際には、院より誹責されているのである。

したがって、従来、院領荘園の寄進主体を「地方豪族（地方領主）・「地方の加地子領主」・「開発領主」などのいわゆる在地領主であるとみなして、その荘園運営における主導性を強調する説が有力であったのであるが、それらの説は以上の考察結果から明らかでないように、少なくとも院領荘園の場合においては訂正されねばならないであろう。

## 八 結論

さて、以上の考察結果から、院政時代に新たに設定された院領荘園は、図式Ⅲのように院領下司と院領預所との寄進・被寄進関係を基礎として更に院領預所により院あるいは女院等を介して院領本家に寄進され設定されたことが知られたのであるが、その際に院領下司が実質的な土地支配権を留保していたとは到底考えられないことが判明したのである。そして、院領荘園は図式Ⅲのような支配機構を有するものの、院領預所・院領下司などの各領主階級や御願寺社などの院領本家を統轄して支配するところの院の主導の下に運営されていたのである。すなわち、支配機構上の院領預所がほとんど例外なく院の近臣やその親近者・縁者であること、また御願寺社の僧・俗官にも院の關係者が多数含まれていることを背景にして、皇室内においていわば家長の地位にある院は、その管領する院領荘園を直接的にあるいは女院や仁和寺宮等を媒介として間接的に極めて強力に支配し運営していたことが知られるのである。つまり、院は、院領荘園運営を通してみる限りでは、自己のもとにその運営上の諸権限を収斂させ、いわば専制的な最高管領権を有していたのであり、そのことが当時代の院の権力保持のひとつの大きな要因だったのである。そのため、院政

時代に院領莊園が増大したという事実は、従来一般的に説かれてきたように、院が単にその経済基盤を拡大したものと捉えるよりは、むしろその権力基盤を拡大したものと捉える方が妥当であるといえよう。換言すれば、院領莊園運営における院の立場とは、いわゆる本家としてのそれではなく、むしろ院領莊園を媒介として御願寺社や院近臣以下院領下司等までを支配するものであったのである。そして、それが、院政の中核であったとみられるのであるが、その詳細については別稿に譲ることにする。

## 註

(1) 当時代の御願寺については、竹内理三氏は六勝寺の事例をあげられ、それらを特に院願寺と呼称され(「御願寺成立の一考察」、『歴史学研究』第四卷第三号所収、昭和十年)、高取正男氏は、皇室を壇越とする皇室の私寺で、その限りでは僧綱などによる国家統制を受ける義務はないものとされ(「定額寺と御願寺」、学芸書林刊「京都の歴史」)、所収、昭和四十五年)、また村井康彦氏も「愚管抄」に法勝寺を指して「国王の氏寺」と記している見解を支持しておられる(「六勝寺と鳥羽殿」、学芸書林刊「京都の歴史」)、所収、昭和四十六年。これらの諸説に對して平岡定海氏は、そもそも六勝寺とは総て天皇あるいは国母の(新)御願寺として成立している点を指摘され、竹内氏の提唱された院願寺の概念を否定された。また、氏は六勝寺を皇室のいわば私的な氏寺とみなす高取氏や村井氏の説をも批判され、院の私寺は安樂寿院や蓮華王院・法金剛院等において考え

るべき問題であり、六勝寺は正しい意味の御願寺として四円寺の伝統を受け継ぐものであると指摘しておられる(六勝寺成立の意義)、「印度学仏教学研究」第二十八卷第二号所収、昭和五十五年)。ところで、御願寺という用語の使用例を当時代の主に記録類から拾ってみると、かなり多様でありかつての官寺でさえ御願寺と呼称されていることに気付く(「水左記」承暦四年十月九日条・「玉葉」承安三年十一月十二日条等参照)。そして、例えば平岡氏が院の私寺として考えるべきものとしてあげられた法金剛院にしても当時においては御願寺と呼称されているので(「中右記」大治五年二月二十九日条参照)、本稿では平岡氏の説にも従わないことにして、ただ当時代の御願寺とは「公家御願」・「聖王之御願」などとしはば呼称されるように、極めて公的な面を強く意識して使用されていることのみを指摘するに止めておく。同様なことは、御願の神社についてもいえる。

(2) 例えば、平治元年(一一五九)九月二十九日付太政官牒案(安樂寿院古文書「平安遺文」第六卷三〇二九号)に引用されている美福門院奏状には、「就レ中院宮建立堂塔者、新寄二公領一、更宛二仏事一、申二賜不輸之官符一、豈非二承前之恒規一哉、至二千当御塔一者、且為レ恐二朝憲之新制一、且為レ顯二国用之少減一、以二不輸之旧領一、施二莫大之御願一、信表二潔白一、事涉二儉約一」とみえ、本来は院や女院などの建立した堂塔の経費は朝廷から支出されるものであることが知られ、この場合の安樂寿院内の新御塔領は「不輸之旧領」をもってあてられることが知られるのである。また、「中右記」康和四年(一一〇二)十月二十三日条には、「早且參二入院一、頌而召二御前一、申二昨日仰旨一、一々承了者、但新御願寺莊目錄令レ留給也、御返事云、先付二御封一、被レ作二相折一之後、御寺不足物注出之後、可レ被レ立二御莊一也、不レ可レ依二貢進人一者」とみえ、新御願寺領の莊園を設定するには、まず朝廷から封戸を提供しても、なお寺用の経

費が不足する場合に限られる、という白河院の方針が明示されている。すなわち、以上の二例からも知られるように、御願の堂塔や御願寺の荘園設定は、本来はまず朝廷からその必要経費を賄うための支出がなされ、なおそれでも必要経費が不足した場合、あるいは初めから院や女院の仲介で「不輸の旧領」があらわれる場合に限られるものであることが知られる。そして、それらのいわば寄進により成立する荘園の設定とは、あくまで、「国用の少減」のためであり、「儉約」のためであり、「貢進人」の要望に全面的に答えるものでないことが知られる。それは、おそらく御願の堂塔や御願寺がそもそも公的なものであると強く認識されていたことによるためとみられる。同様なことは、御願の神社の場合にもいえる。

(3) 当時代のいわば院家建築については、杉山信三氏著「院の御所と御堂」奈良国立文化財研究所学報第十一冊、昭和三十七年）参照。

(4) 女院及び女院制について論じた具体的な研究がほとんどみられないので明言はできないものの、院領荘園の概念に含まれるものは、待賢門院や美福門院のような院の寵姫である上・中級貴族層出身者や皇族出身者の所有する荘園に限られるものとみられる。そのため本稿では皇族出身者と上・中級貴族層出身者の女院を皇室系女院と仮称しておく。したがって、本稿では金子和夫氏の提起された女院の分類、すなわち皇室系女院・摂関家系女院・権臣家系女院という三分類には従っていない（女院司についての一試論、「荘園制社会と身分構造」所収、昭和五十五年）。

(5) 例えば、高陽院領の場合において具体的に確認することができるが、その詳細については、義江彰夫氏「摂関家領相続の研究序説」『史学雑誌』第七十六編第四号所収、昭和四十二年）参照。

(6) 皇族領とはいふものの、例えば後朱雀天皇の第三皇女高倉宮祐子内親王家領の場合は、彼女が藤原頼通の養女であったことと、彼女の所領が頼通からその北政所（隆姫女王）を介して彼女に伝領されたものであったことから、その没後はその所領の全ては頼通の曾孫である忠実が伝領している（『中右記』長治二年十一月八日・嘉承元年十二月四日条等参照）。このような皇族領荘園は、院領荘園の範疇に含まれないことは勿論である。なお、こゝで皇族と呼称するのは、大宝・養老令に規定されている皇親を指すが、当時代においては賜姓降下制や法親王制の隆盛により、前代に比べて皇族の数は著しく減少している。その詳細については、竹島寛氏著「王朝時代皇室史の研究」（昭和十一年）参照。また、当時代における家領伝領の特色については、中村直勝氏「家領伝領の特色」（同氏著「荘園の研究」所収、昭和十四年）参照。

(7) 例えば、八条院に伝領された美福門院領の場合や上西門院に伝領された待賢門院領の場合などがある（『御料地史稿』参照）。

(8) 『百練抄』永治元年八月四日条参照。

(9) 『玉葉』建久四年正月十四日条。

(10) 本稿で使用している寄進型荘園の用語は、安田元久氏が提唱されたものであるが、その具体的内容については私は異論をもっており、それについては後述する。なお、この用語の詳細については、同氏著『日本荘園史概説』（昭和三十二年）六一―七十七頁及び同氏「いわゆる『寄進型荘園』について」（『日本歴史』第三〇五号所収、昭和四十八年）参照。

(11) 安田元久氏編「荘園」（日本史小百科、昭和五十二年）六十四頁所載。

(12) 永原慶二氏著「荘園」（若い世代と語る日本の歴史12、昭和五十年）一〇三頁所載。

- (13) 「東寺百合文書」そ、『平安遺文』第七卷三三二二号。
- (14) 「白河本東寺百合文書」一〇七、『平安遺文』第七卷三七四八号。
- (15) 僧綱申文紙背文書、『平安遺文』第十卷五〇六四号。
- (16) 「東寺百合文書」し、九州莊園史料叢書『肥後国鹿子木荘史料』三十四号。
- (17) 「教王護国寺文書」卷一、六十一号。
- (18) 石井進氏は、治承四年三月日付比丘尼清淨解にみえる「預所職」について、この「預所職」と、根本領主の系統をひく「地頭預所職」とは別なもので、いわば領家職の権限を分与された内容のものと考えられるとされる(「鹿子木荘事書」の成立をめぐって)四十七頁、『史学雑誌』第七十九編第七号所収、昭和四十五年)。しかし、「領家職の権限を分与された内容のもの」という表現は、不適當であろう。なぜなら、第一に、もし氏の見解に従えば、同史料にみえる「親父願西(隆通)」が「大納言局」に与えた「讓状」を悔返したという部分の理解が困難となるし、第二には、鹿子木荘領家相伝次第も理解困難となるからである。
- (19) 建久八年(丙六月)日付肥後国田帳写(相良家文書、『鎌倉遺文』第二卷九二九号)参照。
- (20) 註15に同じ。
- (21) 註16に同じ。
- (22) 平岡定海氏著『日本寺院史の研究』(昭和五十六年)参照。また、伊藤清郎氏の指摘されるように、当時代の僧綱所が仁和寺内に存在していたことも密接に関連しているものと考えられる(「中世僧綱制の研究」、『東北史学会編「歴史」第五十三輯所収、昭和五十四年)。
- (23) 和田英松氏著『修訂官職要解』(大正十五年)一六二頁参照。
- (24) 西岡虎之助氏著『莊園史の研究』下卷一(昭和三十一年)七〇三頁参照。
- (25) 石井良助氏著『日本法制史概説』(昭和二十三年)二〇四頁参照。
- (26) 安田元久氏前掲書『日本莊園史概説』六十五―六十六頁参照。
- (27) 西岡氏前掲書七〇三―七三五頁参照。
- (28) 「吾妻鏡」元暦元年四月六日条所収。なお、「久我文書」にも案文がある(『平安遺文』第八卷四一五―四一五二号)。
- (29) 安田元久氏「平家没官領について」(同氏編『初期封建制の研究』所収、昭和三十九年、のち同氏著『日本初期封建制の基礎研究』所収)参照。
- (30) 上横手雅敬氏は、四月五日付所載の所領の全ては院進止御領であるとされ(同氏著『日本中世政治史研究』第二章第四節参照、昭和四十五年)、石井進氏はそれに対して疑問を提出されているが(「平家没官領と鎌倉幕府」、『論集中世の窓』所収、昭和五十二年)、いずれにせよ半数以上は院領莊園である。
- (31) 田村憲美氏「池大納言家領と寿永三年四月頼朝安堵状」(『民衆史研究会・会報』第十五号所収、昭和五十四年)参照。
- (32) 永原慶二氏「莊園制の歴史的位置」(同氏著『日本封建制成立過程の研究』所収、昭和三十六年)参照。
- (33) 「朝野群載」卷四「朝儀上」に所収。
- (34) 応徳元年(一〇八四)七月十一日付伊勢太神宮神主牒(吉田文書、『平安遺文』第四卷一二二二号)参照。
- (35) 康和五年(一一〇三)八月二十一日付丹波国司庁宣(「東寺百合文書」二、『平安遺文』第四卷一五二四号)参照。
- (36) 安楽寿院古文書、『平安遺文』第六卷二八三四号。
- (37) 「狩野亭吉氏蒐集文書」十八、『平安遺文』第八卷三八九四号。
- (38) 平治元年(一一五九)十一月十七日付伊勢国須可荘下司為兼息兼真解(陽明文庫所藏兵範記仁安二年冬卷裏文書、『平安遺文』第六卷三〇三七号)参照。

- (39) 治承四年(一一八〇)十二月二十五日付源某下文(水野正彦氏所藏文書)、『平安遺文』第八卷三九四五号)参照。
- (40) 寿永二年(一一八二)八月日付美濃国大井莊預所下文(「東大院文書」一一一十)、『平安遺文』第八卷四一〇四号)参照。
- (41) 元暦二年(一一八五)八月十七日付源頼朝下文(島津文書)、『平安遺文』第八卷四二七二号)参照。
- (42) 天永二年(一一一一)二月一日付紀伊国隅田莊公文職補任状(葛原文書)、『平安遺文』第四卷一七四一号)参照。
- (43) 大饗亮氏「本所考」(牧健二博士米寿記念「日本法制史論集」所収、昭和十五年)参照。
- (44) 新熊野神社文書、『鎌倉遺文』第二卷五七九号。
- (45) 高山寺文書、『高山寺古文書』第四部七号。
- (46) 妙法院文書、『妙法院史料』第五卷古文書五十一号。
- (47) 「伏見宮記録」元二十五、『鎌倉遺文』第二卷五八〇号。
- (48) 安楽寿院古文書、『平安遺文』第八卷三八七五号。
- (49) 同右、『平安遺文』第八卷三八七五号。
- (50) 桶神社文書、『鎌倉遺文』第五卷三三八五号。
- (51) 安楽寿院古文書、『平安遺文』第七卷三三七五号。
- (52) 熊野夫須美神社文書、『平安遺文』第七卷三五九三号。
- (53) 飯田惣紀子氏作成「知行国主・国司一覽」(「中世史ハンドブック」所収)但馬国の項参照。
- (54) 「早稲田大学所蔵萩野研究室収集文書」上巻三五一号。『平安遺文』第十卷五〇三三号。
- (55) 寿永三年(一一八四)四月十五日付後白河院院宣写(天理図書館所蔵吉田官文書)、『平安遺文』第十卷補一四六号)及び「吉平岡定海氏前掲書参照。
- (56) 平岡氏前掲書参照。
- (57) 平岡氏前掲書及び安達直哉氏前掲論文参照。
- (58) 「根来要書」下、『平安遺文』第五卷二四二一号。
- (59) 「根来要書」上、『興教大師伝記史料全集』第二編六七三〜四頁所収。
- (60) 「根来要書」下、『平安遺文』第八卷三八三七号。
- (61) 金剛寺文書、『鎌倉遺文』第一卷五三七号。
- (62) 同右、『鎌倉遺文』第一卷五三八号。
- (63) 同右、『鎌倉遺文』第五卷二七六三号。
- (64) 永原氏前掲「莊園制の歴史的位置」参照。
- (65) 「東寺百合文書」サ、『平安遺文』第八卷三八三六号。
- (66) 「島田文書」二、『日本塩業体系』史料編古代・中世(一)所収「伊与国弓削島莊関係史料」十八号。
- (67) 註60に同じ。
- (68) 桶神社文書、『鎌倉遺文』第二卷七五五号。
- (69) 高階宗泰は、建保六年(一一二八)に越前国織田莊を寄進しているのだから(表1の40参照)、建暦二年(一一二二)二月日付後鳥羽院庁下文(熊野速玉神社文書)、『鎌倉遺文』第四卷一九一九号)に「前越前守高階朝臣(花押)」とみえる署名が彼のものであるとすると、彼は後鳥羽院庁別当であったことになる。
- (70) 「玉葉」養和元年(一一八二)六月五日条参照。
- (71) 「兵範記」保元元年(一一五六)七月十七日条参照。
- (72) 楠本義彦氏「院政政権の一考察」(同氏著「平安貴族社会の研究」所収、昭和五十一年)
- (73) 報恩院文書、『平安遺文』第七卷三〇五二号。
- (74) 同右、『平安遺文』第七卷三二二〇号。
- (75) 吉田れん氏所藏文書、『平安遺文』第六卷二二五八号。
- (76) 仁和寺文書、『平安遺文』第十卷五〇八八号。
- (77) 「明月記」正治二年(一一〇〇)八月二日条等参照。
- (78) 詳細は、村山修一氏著「藤原定家」(昭和三十七年一九七二)〇八頁参照。
- (79) 「明月記」元久元年(一一〇四)九月二十四日条参照。

- (80) 註78に同じ。及び「明月記」元久元年(一一〇四)十一月十二日条等参照。
- (81) 「明月記」建永元年(一一〇六)五月十一日・二十一日・二十五日・同年八月二十九日・同年九月五日・十六日・十七日・同年十一月五日・六日・十八日条等参照。
- (82) 「明月記」正治元年(一一九九)八月十日条参照。
- (83) 「東寺百合文書」こ、「平安遺文」第八卷三八八五号。
- (84) 「葉黄記」宝治元年(一一二四)八月二十七日条参照。
- (85) 「後鳥羽院廢記」建保二年(一一二四)四月三日条参照。
- (86) 安田元久氏著「地頭及び地頭領主制の研究」(昭和三十六年)第一章第三節「下司と地頭」及び同氏前掲「いわゆる「寄進型莊園」について」等参照。
- (87) 五味文彦氏「守護地頭制の展開と武士団」(岩波講座「日本歴史」中世一所収、昭和五十年)の「在地領主の二類型」の項参照。
- (88) 「根来要書」下、「平安遺文」第十卷補二〇五号。
- (89) 峰岸純夫氏「東国武士の基盤——上野国新田莊——」(稻垣泰彦氏編「莊園の世界」第二刷所収、昭和五十年)参照。
- (90) 浅野忠允氏所藏巖島神社文書、「平安遺文」第五卷二四一〇号。
- (91) 巖島神社文書、「平安遺文」第七卷三六六二号。
- (92) 高山寺文書、「平安遺文」第八卷四一六六号。
- (93) 「根来要書」上、「鎌倉遺文」第二卷六八七号。
- (94) 註93の文書参照。
- (95) 註94の文書参照。
- (96) 日本古典文学大系本、卷第四の二八〇一頁参照。
- (97) 「高野山文書宝簡集」二十三、「平安遺文」第七卷三七九七号。
- (98) 「尊卑分脈」第二編三四一頁、「兵範記」仁安三年三月二十三日条、「玉葉」治承三年十一月十九日条、「吾妻鏡」文治元年十一月二日条等参照。
- (99) 「吾妻鏡」文治元年(一一八五)十一月二日条参照。
- (100) 「吾妻鏡」文治二年(一一八六)七月二十七日条参照。
- (101) 寿永二年(一一八三)九月二十七日付後白河院行下文案(仁和寺文書、「平安遺文」第八卷四一〇七号)参照。
- (102) 八代国治氏「皇室御領と氣比神宮」(同氏著「国史叢説」所収、大正十四年)一五一頁・石母田正氏著「古代末期政治史序説」(昭和三十一年)三六一頁等参照。
- (103) 竹内理三氏「藤原政權と莊園」(同氏著「律令制と貴族政權」II所収、昭和三十三年)三九一頁参照。
- (104) 永原慶二氏前掲「莊園制の歴史的位位置」参照。